

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

第6期埼玉県障害者支援計画は、令和5年度に計画期間が終了します。

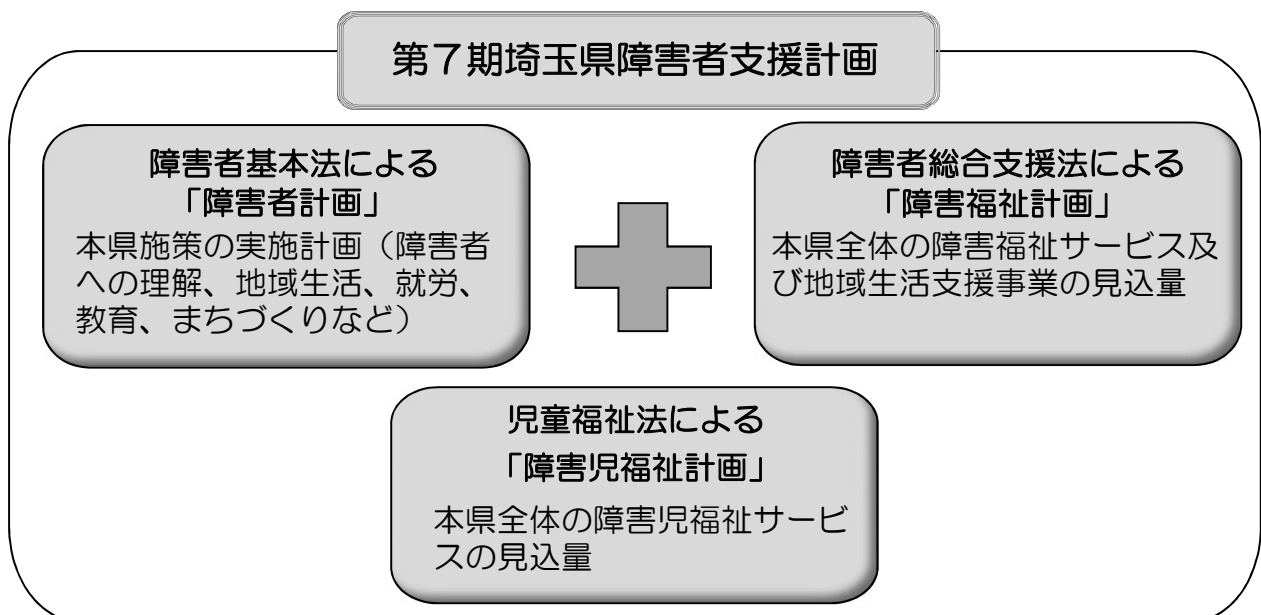
このため、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法及び精神保健福祉法の改正、医療的ケア児支援法及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、埼玉県福祉のまちづくり条例の改正、障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見などを踏まえ、令和6年度を計画初年度とする第7期埼玉県障害者支援計画を新たに策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第2項、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の2第1項に規定する計画として位置付けられるものです。

本計画は、本県の障害者・障害児施策推進の基本的方向や、達成すべき障害者福祉サービス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障害者・障害児施策の総合的な推進を図るものです。



なお、本計画は、障害者文化芸術活動推進法第8条第1項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」及び難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本計画」を包含しています。

また、本計画は、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置付けられ、埼玉県地域保健医療計画、埼玉県地域福祉支援計画、埼玉県高齢者支援計画、埼玉県子育て応援行動計画、埼玉県ケアラー支援計画など関連する他の県計画との連携・整合を図った計画です。

(2) 計画の期間

令和6年度から令和8年度まで（2024年度～2026年度）の3か年とします。

第8期計画は、この計画を令和8年度に見直して作成する予定です。

計画期間中に法改正及びそれに伴う制度改正などがあつた場合には、その動向により、計画期間中に本計画を見直すとともに、第8期計画を検討します。



(3) 計画における障害者の定義

本計画において「障害者」とは、身体障害者、知的障害者及び発達障害者、高次脳機能障害者を含む精神障害者並びに難病患者その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者としてします。

なお、18歳未満の者に対象を限定する場合、「障害児」と表記します。

(4) 計画の基本理念

本計画は、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人と障害のない人が分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる社会＝「共生社会」の実現を目標とします。

(5) 基本的視点

ア 個人の尊重、主体性の尊重

障害者が分け隔てられることなく一人の生活者として尊重され、自らの意思で選択、決定しながら自分らしい生活を送れるようにすることが必要です。

こうした考え方の実現に向けて施策を推進し、生活の質（QOL＝Quality Of Life）の向上を図ります。

また、障害者基本法や障害者差別解消法、埼玉県共生社会づくり条例などの理念に基づき、障害者が差別されたり権利を侵害されたりすることのないよう、一層の啓発活動や施策の推進を図ります。

イ 自立した地域生活の実現

障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、訪問系サービスの充実、住まいの場や日中活動の場の確保・充実、就労支援、工賃の向上、相談支援体制の整備など、ライフステージのいろいろな場面で、本人が主体的にサービスなどを選択できる地域生活支援体制の構築を目指します。

また、障害者支援施設に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者についても、本人の意思を尊重しながら地域で暮らすことができる施策の推進を図ります。

ウ 社会のバリアフリー化の推進

障害者にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを「社会的障壁」といいます。

こうした社会的障壁を除去し、社会があらゆる場面で「バリアフリー」であることは、障害者だけではなく、全ての県民の暮らしやすさにつながるものです。

県民の誰もがその能力を最大限に発揮しながらいきいきと生活できるよう、建物や設備などハード面の障壁（バリア）だけでなく、制度や慣行、意識などの心のバリアを取り除くことも含めて、ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

エ 安心・安全な生活の実現

県民生活に求められる全ての基本は「安心・安全」です。

県政世論調査においても、医療サービスや防犯、災害対策などへの要望は、近年、毎年上位を占めており、生活の安心・安全に対する県民ニーズは非常に高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に対応した教訓を踏まえ、感染症対策や業務継続のための体制などの充実も求められます。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉、保健、医療体制の整備・充実に努めるとともに、防災・防犯対策の充実や感染症への適切な対応を図ります。

オ 総合的、効果的施策の推進

障害の種類や程度はそれぞれ異なっており、必要とされるニーズも多様であり、一人ひとりのニーズに合った丁寧な対応が求められます。

障害者の自立と社会参加を支援するため、福祉、保健、医療、教育、労働などの各分野の緊密な連携を図ります。

また、国、市町村、障害者関係団体、事業者などとの協力関係を深め、障害者に対するきめ細かいサービスの提供や社会環境の整備など、総合的、効果的な施策を推進します。

カ SDGs の理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現

国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。わが国においても SDGs の実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

この SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。

SDGs では 2030 年を年限として、17 の共通目標を提示しています。社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現しています。

たとえば SDGs の目標 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」は、社会福祉事業や地域福祉活動そのものということが言えます。

SDGs の 17 の目標における取組を意識し、SDGs の達成に貢献していきます。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要

出典：外務省HP



(6) 計画の枠組

ア 施策体系と施策の方向

本計画の施策体系として、次の5つの主要分野に区分し、それぞれについて施策の方向と主な施策をまとめています。

- I 理解を深め、権利を護る
- II 地域生活を充実し、社会参加を支援する
- III 就労を進める
- IV 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する
- V 安心・安全な環境をつくる

イ 数値目標と障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、障害児福祉サービスの見込量の設定

基本理念や基本的視点に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画として国の基本指針に示されている考え方などを踏まえながら、県としての数値目標を設定します。

また、計画期間である令和6年度から令和8年度までの3か年に必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、障害児福祉サービスの見込量について定めま

す。

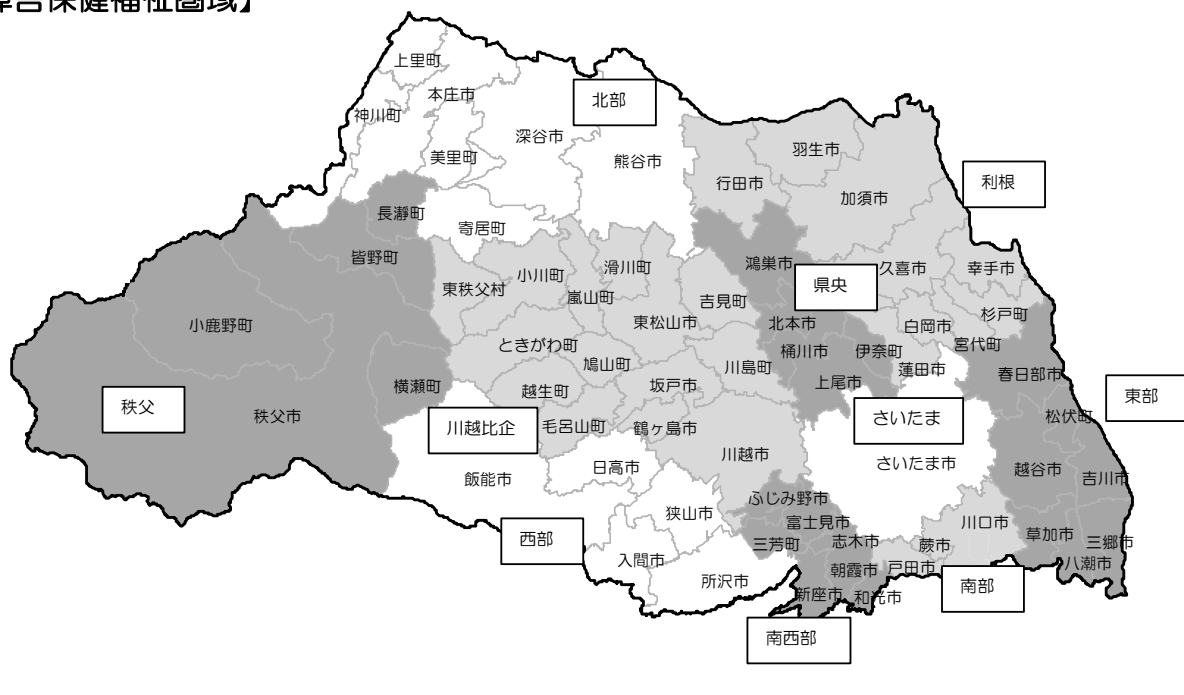
ウ 障害保健福祉圏域の設定

障害者福祉は、障害者に最も身近な行政主体である「市町村」を中心に推進していくことが基本です。

しかし、障害者に対応した設備や専門的な知識、経験が必要な施設などについては、広域的な視点から地域のバランスに配慮する必要があります。

本県では、交通事情、地域の繋がり、東京都心からの距離及び生活圈などを考慮して、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図ります。

【障害保健福祉圏域】



障害保健福祉圏域	市町村	福祉事務所	保健所
さいたま	さいたま市	さいたま市	さいたま市
南西部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	西部	朝霞
東部	越谷市	東部中央	越谷市
	春日部市、松伏町		春日部
	草加市、八潮市、三郷市、吉川市		草加
南部	川口市		川口市
	蕨市、戸田市		南部
県央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町		鴻巣
川越比企	川越市	西部	川越市
	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村		東松山
	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町		坂戸
西部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市		狭山
利根	行田市、加須市、羽生市	東部中央	加須
	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町		幸手
北部	熊谷市、深谷市、寄居町	北部	熊谷
	本庄市、美里町、神川町、上里町		本庄
秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町	秩父	秩父

3 推進体制

(1) 全庁的な取組

本計画の推進に当たっては、関係部局が連携し全庁的な取組を行うとともに、計画の進行管理を行います。

また、数値目標などに関する実績を把握するとともに、障害者施策や関連施策の動向などを踏まえた分析・評価を行い、必要に応じ計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じます。

(2) 埼玉県障害者施策推進協議会における評価

障害者施策の実施状況及び計画の進捗状況などを「埼玉県障害者施策推進協議会」に報告し、その評価及び意見を伺いながら、計画の効果的な推進を図ります。

(3) 国に対する支援要請

障害者施策の着実な推進のためには、国、県、市町村という行政機関に限られることなく、県民一人ひとりの参加を得て、皆で地域を支えていくことが必要です。

このため、国に対しては必要な措置や支援を要請していくとともに、市町村や県民に対しては本県の考えを伝え、協働して施策の推進を図ります。

(4) 市町村計画の策定支援

本県は、本計画が市町村計画に適切に反映され、着実な推進が図られるよう、市町村の自主性を尊重しつつ、市町村計画の策定、改訂などを支援します。

(5) 様々な意見の反映

本計画は、「埼玉県障害者施策推進協議会」の意見や、各障害者関係団体、県民の皆様からの意見・要望を基に策定しています。

これらの意見や要望のうち、直接には計画に盛り込むことができなかった事項についても、今後の施策の推進や見直しなどの中で可能な限り反映させることに努めます。